

年金 Information

国民年金は「さるんと加入」「しつかり納付」を!

日本に住む20歳から60歳未満

のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになります。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなつたときなど、あなたやあなたの家族を守つてくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金がうけられることもありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、市役所または年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金等に入中の方は、加入手続きは不要。)

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市役所などで国民年金の加入手続きと一緒に申請してください。また加入後は納付期限から二年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少な

くなつたり、受け取れなくなつたりする場合がありますので保険料は、年金事務所から送付されどでお支払ください。

「納付書」で、金融機関、または近くのコンビニエンスストアなどでお支払ください。

口座振替の申込みについて

■口座振替を利用しましよう

保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

■口座振替による割引でお得!

- ①早割制度／月々5円割引
- ②6ヶ月前納・1年前納／割引額1,030円～3,780円（平成25年度分となります）
- ③2年前納（平成26年4月より）～2年間で14,000円程度

■申込みに必要なもの

年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの及び通帳と金融機関届出印

各金融機関または年金事務所※平成26年度の一年度分、二年一度分及び上期6ヶ月分(4月分～9月分)は、2月末までにお申込みください。

問合せ

戸籍年金係 ☎ 32-1823
砂川年金事務所 ☎ 52-2144

赤平市市税等 収納向上対策本部

事務局 税務課納税係 ☎ 32-2219

介護保険料の納め忘れ。滞納にご注意!

介護保険でサービスを利用されるとき、利用者はかかった費用の1割を負担いただぐだけで、後の9割は介護保険から給付されます。納付期限から1年以上、特別な事情がないのに介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて、次のように保険給付を制限されますのでご注意ください。

【1年以上滞納すると…】

費用の全額を利用者が負担し、申請により後で保険給付分費用の9割が支払われる形となります。

【1年6ヶ月以上滞納すると…】

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。

【2年以上滞納すると…】

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡つて納めることができなくなりますのでご注意ください！

介護健康推進課介護福祉係 ☎ 32-2217

平日、納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

今月の納税

▶国民健康保険税 第8期納期限
▶後期高齢者医療保険料 第8期第6期
▶介護保険料 第6期

「かかりつけ医」をもつて
健康管理をしましょう！

医療保険係 ☎ 32-2214

5 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているので、いざといふ時に早急な対応が可能。

4 生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。

3 健康診断などの結果を伝え、ておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。

2 適切な病院を紹介・指示してくれる。

1 入院や検査が必要な場合、診療の手続きも簡単で、じっくり診察ができる。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用いただきますようお願いします。

一度手続きをしておけば、納付期限の日に指定の口座から自動的に引き落としになりますので、金融機関に出向かず必要もなく、また、つかり納付忘れの心配もありません。

市税等の口座振替の手続きは、市内各金融機関で承ります。また、税務課に連絡いただければ、ご自宅に書類を送らせていただきます。

■問合せ 納税係 ☎ 32-2219